北里大学保健衛生専門学院紀要作成基準

平成２４年１２月１８日　制定

２０２３年　２月　８日　改正

２０２４年　１月２４日　改正

２０２５年　３月１４日　改正

北里大学保健衛生専門学院紀要（以下「紀要」という。）は、以下の基準に定めるところにより、作成するものとする。

１　紀要の発行等

⑴　紀要は、毎年１回以上を発行するものとし、研究委員会が作成を担当する。

⑵　紀要の編集に当たって、研究委員会の下に編集委員会を置くことができる。

２　投稿資格

紀要に投稿できる者は、本学院同窓生、在校生、教職員（北里大学健康科学部を含む）、その他学内外から推薦された者とする。

３　紀要に掲載する学術領域

紀要に掲載する学術領域は、健康科学及び医学、看護、医用生体工学など医療系の研究・教育に関するものとし、論文の区分は以下のいずれかとする。

⑴　原著Original Artic1e

⑵　総説Review Article

⑶　症例報告Clinical Report

⑷　論説Letter

⑸　短報Short Communication

⑹　活動報告Activity Report

⑺　⑴～⑹に該当しないもの

４　掲載原稿の選考及び決定等

⑴　研究委員会は、投稿された原稿の査読を行い、掲載予定原稿を選考し、学院長に推薦する。

　　なお、研究委員会が必要と認めた場合は、原稿の査読を研究委員会委員以外の者に依頼することができる。

⑵　学院長は、研究委員会から推薦のあった掲載予定原稿を確認し、最終決定する。

⑶　営利性が認められると判断された論文は、原則として掲載しない。

５　著作権等の取扱い

⑴　投稿された論文の著作権及び版権は、全て本学院に帰属するものとする。なお、本学院が閉校となる２０２７年度以降は、北里大学健康科学部に帰属するものとする。

⑵　掲載された内容について、第三者の著作権を侵害するなどの指摘があった場合は、原稿執筆者がその責任を負うものとする。

６　インターネット上での公開

紀要は、本学院ホームページ等に掲載する。

７　執筆要領等

　　投稿原稿の執筆等に当たっての詳細は、別に定める「北里大学保健衛生専門学院紀要執筆等要領」のとおりとする。

８　事務局

紀要の作成に関する事務局は、研究委員会とする。

９　基準の改廃

　　この基準の改廃は、研究委員会の議を経て、学院長が承認する。

10　附則

　⑴　この基準は、平成２４年１２月１８日から施行する。

　⑵　この基準の施行に伴い、「北里大学保健衛生専門学院紀要投稿規程」は廃止する。

　⑶　この基準は、２０２３年２月８日から施行する。

　⑷　この基準は、２０２４年１月２４日から施行する。

　⑸　この基準は、２０２５年３月２５日から施行する。